

特集

生き生きと働く 高梁市の障がい者就労

障がい者の自立と社会参加の形は、障がいを持つ人それぞれの状況で異なりますが、障がい者が健常者と同じように社会生活を送ることができ、環境を整える「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が地域の中で自立し、社会参加が可能となる環境づくり、とりわけ就労環境を整えていくことが必要です。

高梁市では、障がい者が希望や適性に応じて働くことができる事業所でそれぞれの能力を生かし、やりがいを感じながら働いています。

「**今月号では障がい者の「働く」について紹介します。**」
☎ 福祉課 ☎(21)0284

障がい者の現状

市内には10月1日現在で身体障がい者が1557人、知的障がい者が246人、精神障がい者が199人います。そのほかにも発達障がいや高次脳機能障がいなど、障がい者手帳を持っていない障がい者もいます。

この中には、障がいがない人と同じように就労している人もいれば、それぞれの障がいの程度や状況に合う方法で働いている人もいます。

障害者基本法

障害者基本法は、「障害者の完全参加と平等」を目指す国際連合や世界の流れを背景とした「障害者福祉の理念法」とも呼べるものです。「障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するために、障がい者の自立と社会参加が重要視されています。

雛人形を作るたかはし福祉作業所の利用者